

在留邦人の皆様へ

文部科学省では、各在外公館を通じて現地に長期滞在する義務教育学齡児童(注)を対象に無償で教科書を配布しております。

北マリアナ諸島においては、在サイパン領事事務所で受付ならびに配布を行いますので、教科書の配布を希望される場合には、前回までの受領有無に関わらず、以下3の要領で当事務所までお申し込みください。

なお、サイパン日本人補習校在籍児童のうち給与対象となる児童につきましてはお申し込みの必要はありません。

今回の無償配布は平成29年後期用教科書となり、後期は中学部用の教科書配布は行いませんので、中学生(2002年4月2日から2005年4月1日までに出生した児童)は対象外となります。

(注)平成29年度における義務教育学齡児童

平成14年(2002年)4月2日から平成23年(2011年)4月1日までに出生した児童

1 無償給与対象者

日本国籍保持者で、当事務所に在留届を提出し、北マリアナ諸島に長期滞在する義務教育学齡期(注)に該当する児童

- ・重国籍者であっても、日本国籍を保持する児童
- ・本来は長期滞在者であるが、在留国の事情により便宜的に永住権を取得している児童
- ・永住権取得者は、本来は永住者に区分されるが、将来日本の中学校や高等学校等に進学、又は日本で就労する意思をもつ児童

2 無償給与非対象者

外国籍のみを保持する児童(補習校に在学している場合であっても給与対象とはなりません。)

3 申し込み方法

教科書の無償配布を希望される場合は、必要事項を明記した文書(電子メール又はファックス)にて当事務所までお申し込みください。

なお、教科書の受領に際しましては、当事務所までお越し頂くこととなりますので予めご承知おき下さい。

(1) 必要事項

- ・対象児童の氏名(漢字、ふりがな、ローマ字)、性別、生年月日、学年
- ・保護者の氏名、住所、電話番号

(2) 申し込み先

在サイパン領事事務所

Tel: 323-7201

Fax: 323-8764

E-mail: cojsaipan@ag.mofa.go.jp

(3) 申込み期限

2017年5月15日(水)まで

4 その他

(1) 上記回答期限後に教科書が必要となった場合は、送付経費自己負担により教科書の無償配布を受けることができますので、当事務所までご相談ください。

(2) 無償給与は該当学年の1セットのみですので、他学年分等の入手を希望する場合は、最寄のOCS(海外新聞普及株式会社(ホームページ: <http://www.ocs.co.jp/>)) 又は公益財団法人海外子女教育振興財団を通じて入手してください。

(3) 無償給与非対象者で教科書の入手を希望する場合は、最寄のOCS(海外新聞普及株式会社(ホームページ: <http://www.ocs.co.jp/>)) 又は公益財団法人海外子女教育振興財団を通じて入手してください。

(4) 弱視児童生徒のための拡大教科書の給与を希望される方は、当事務所までご相談ください。

在サイパン領事事務所

TEL [+1\(670\)323-7201](tel:+16703237201)

FAX [+1\(670\)323-8764](tel:+16703238764)

Mail cojsaipan@ag.mofa.go.jp

HP http://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/saipan_top_j.html